



極秘

陸軍省 第一六三〇一號

昭和十六年十二月五日



陸軍大臣 東條英機 殿



日本製鐵株式會社
社長 生 鈇三郎



東京市麹町區丸の内一丁目一番地
電話九ノ内四自一、三四一至一、三四九
日製鐵株式會社



命令ニ依ル貯鐵使用許可ニ關スル御願
御下命ニ依リ弊社ニ貯藏中ノ輸入鐵鑽石ハ十一月末ニテ累計四六〇
千瓩ノ使用豫定サレ候處十二月ヨリ明年三月迄四ヶ月間ニ八幡製鐵
所所要原料鐵石ノ供給ハ尙約七〇〇千瓩ノ不足豫定サルル旨鐵鋼統
制會ヨリ申出有之候ニ付右使用御許可ノ上明年三月末迄ノ使用累計
一、一六〇千瓩ノ御許可賜リ度此段及御願候也

東京市豊町區丸ノ内一丁目二十番地一

日本製鐵株式會社

電話丸ノ内四自一、三四一至一、三四九番

昭和十六年十一月末迄使用

四六〇千瓩

昭和十六年十二月ヨリ十七年三月迄使用

七〇〇千瓩

計

一、一六〇千瓩

拾年保

閱

號八二第

十月廿四

軍大協發第...

協會...

昭和拾六年十月拾七日

陸軍大臣閣下

會長 答 月 清 司

陸軍大臣閣下

昭和拾五年十月三十日現在及...

別紙
文平

陸軍大臣閣下
帝國軍用大協會

拾年保

號八二第

十一月廿四日

軍大協發第五八二號

協會登錄犬分布表提出件報上

昭和拾六年十一月拾七日

社団法人帝國軍用犬協會

會長 香月清司

陸軍大臣閣下

昭和拾五年十一月三十日現在及昭和拾六年五月三十日現在、
軍用適種犬分布表別紙ノ通り及報告候也

別紙
主務
政課

六四三五

陸軍省
昭和十六年十二月十九日
官

陸軍省
16.12.19
課

社団法人 帝國軍用犬協會

陸軍省



第九二號

組動第九六號

昭和十六年十二月六日

拾年保

陸軍省



陸軍次官 殿

大政翼贊會事務總長事務取扱

安 藤 紀三郎



年末年始對策要綱通知ノ件

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通り道府縣並六大都市支部長宛通牒致置候
ニ付テハ之ガ實施上特別ノ御配意御協力賜リ度此段及御依頼候也





組動第九六號

昭和十六年十二月六日

大政翼贊會事務總長事務取扱

安 藤 紀三郎

大政翼贊會

各道府縣支部長

六大都市支部長

殿

年末年始對策要綱通知ノ件

年末年始對策要綱ハ別紙ノ通り決定相成候條現下重大ナル時局ノ推移ニ鑑ミ之ガ徹底方ニ付特ニ御配慮相成度此段及通牒候



組動第九六號

昭和十六年十二月六日

大政翼贊會事務總長事務取扱

安 藤 紀三郎

大政翼贊會

各道府縣支部長

六大都市支部長

殿

年末年始對策要綱通知ノ件

年末年始對策要綱ハ別紙ノ通り決定相成候條現下重大ナル時局ノ推移ニ鑑ミ之ガ徹底方ニ村特ニ御配慮相成度此段及通牒候

年末年始の對策要綱

聖戰こゝに六年、有史以來の一大難局に直面しつゝ昭和十七年の新年を迎へるのである。

一億國民は眞に時局の重大さを認識し、更に決意を新にして、一意難局の突破に當らねばならぬ。

従つて年末年始に際しては、各自の生活に一層の緊張を加へ、從來やゝもすれば起りかちたる遊樂的風潮を一掃すると共に簡素にして明朗且つ剛健なる決意態勢下の新年に臨むんとするものである。

實 施 内 容

一、「虚禮や無敵」の徹底的排除

忘年会、新年會等の會合、歳暮、年始等の贈答、及び年賀狀、年頭の廻禮等は一切差控へ、特に服装等は努めて簡素ならしめること。

二、年末年始用品は最少限度に

年末年始用品は極力物荷の節約に努め、特に門松、ハ飾等をしつらへる場合は（備考参照）極めて簡素を旨とし、また食糧品等は臣

給による消費規正を嚴重に守り、若く買滞、浪費等の絶対になき様心掛けること。

三、物を買ふより先づ貯蓄

「百七十億貯蓄」の新目標は是が非でも達成せねばならぬ。従つて當與其の他の収入は極力貯蓄にふり向け経費を極度に切詰めて、更らに年末年始用品のみに限らず新聞、新規購入等は絶対に見合せ、貯蓄奉公に邁進すること。

四、行樂旅行は絶対に廢止

年末、年始の休暇に於ての行樂的旅行は勿論、不急不埒の旅行は絶対に廢止し、更らに小包其の他の託送荷物等も極力差控へ、鐵道輸送力の緩和に協力すること。

五、隣保協同、力強く和やかに

決戰態勢下の新年にふさはしく力強く和やかに、隣組や部落會、町内會を中心として明るく健全なる団体的娛樂行事を行ひ、町内を通じて近隣との結束を固め一朝有事の際に備へること。

年末年始対策の實施に當つては特にその地方實情に應じて有效適切なる方途を講じ、之が徹底を圖ること。

備 考

門松、 Δ 飾は我國古來の美習なるも、時局に鑑み資材の節約を圖る趣旨に則り、門松は凡て小枝程度のもの、 Δ 飾の稻穂等は特に用ひざる如く留意を要し、此際銀行、會社、デパート、料亭、旅館等の大掛りなるものは之を全廢するを時宜に適したるものとせむ

第三〇號

陸軍次官殿

組動第九七號

昭和十六年十二月六日

推年保

方ニ五三



大政翼贊會事務總長事務取扱

安藤紀三郎



昭和十七年ノ新年奉祝實施要綱ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本日別紙ノ通り道府縣並六大都市支部長宛通牒致置候ニ付テハ之ガ實施上特別ノ御協力賜リ度此段及御依頼候也



組動第九七號

昭和十六年十二月六日

大政翼贊會事務總長事務取扱

安藤紀三郎

大政翼贊會

各道府縣支部長
六大都市支部長 殿

昭和十七年ノ新年奉祝實施要綱ニ關スル件

昭和十七年ノ新年奉祝實施要綱別紙ノ通り決定相成候
條可然御配慮相成度此段及通牒候也

昭和十七年ノ新年奉祝實施要綱

一、概 旨

皇紀二千六百二年ノ輝ク歲ヲ迎へ 謹ミテ 聖壽ノ無窮ヲ壽キ奉
ルト共ニ、愈々決戰態勢ニ處スル決意ヲ新タニシテ盡忠報國ノ誠ヲ
效シ鑿國以來ノ一大難局ヲ突破シ、以テ曠古ノ聖業ニ颯々シ奉ラン
コトヲ期ス。

二、實施方法

- (一)元旦午前九時ヲ期シ「國民奉祝ノ時間」ヲ設定シ、汽笛、サイ
レン、鐘其ノ他適當ナル方法ニヨリ周知セシムルコト。
- 尙、ラジオハ同時刻ニ「國民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト。
- (二)各家庭ニ於テハ早朝氏神又ハ最寄神社ニ參拜シ、「國民奉祝ノ時
間」ニ於テハ夫々宮城ヲ遙拜、萬歳奉唱ヲ行フコト。
- (三)市區町村ニ在リテハ市區町村民ノ爲神社、學校、公會堂等適當ナ
ル場所ニ於テ奉祝ヲ行フコト。
- (四)官公衙、學校、各種團體、銀行、會社、工場等ニ於テハ奉拜式又

ハ祝賀式ヲ行フコト。